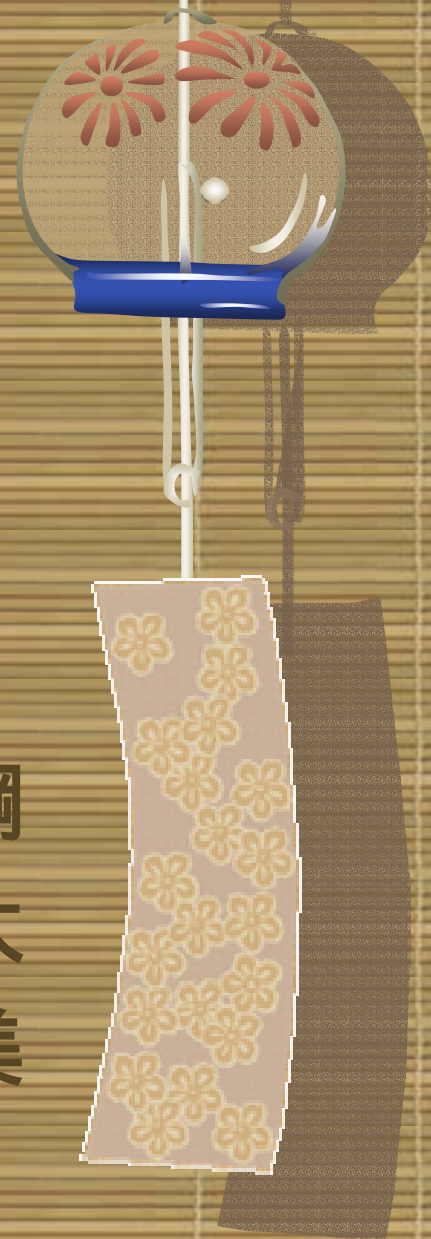


# UNITED NATIONS FRAMEWORK CONVENTION ON CLIMATE CHANGE

発表者：佐久間祐綱  
箱田毅大  
日比野佑美



# 条約の位置づけ

- ❁ 1988 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1回会合
- ❁ 1990 IPCC第1次報告書発表
- ❁ 1992 気候変動枠組み条約採択
- ❁ 1994 気候変動枠組み条約発効 今回
- ❁ 1995 気候変動枠組み条約第1回締約国会議(COP1)  
ベルリンマンデート決議
- ❁ 1996 IPCC第2次報告書発表
- ❁ 1997 バード決議 次回
- ❁ 1997 気候変動枠組み条約第2回締約国会議(COP3)  
京都議定書 次々回
- ❁ 2000 気候変動枠組み条約第6回締約国会議(COP6)  
ボン合意
- ❁ 2001 IPCC第3次報告書発表 今まで
- ❁ 2001 気候変動枠組み条約第7回締約国会議(COP7)  
マラケシュ合意

# 背景

IPCC第1次報告書が衝撃的！！

交渉開始から15ヶ月で締結

ある意味miracle。

By赤尾信敏

# 条約の目的

## (第2条)

気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。

# OBJECTIVE

## ARTICLE 2

- • • **stabilization** of greenhouse gas concentrations in the atmosphere at a level that would prevent dangerous anthropogenic interference with the climate system.

# 条約の原則

## (第3条)

- ❁ 共通だが差異のある責任
- ❁ 予防原則
- ❁ 持続可能な発展を促進する権利及び責務
- ❁ 温暖化対策を貿易に対する不当な差別的  
手段として用いることの禁止

# PRINCIPLES

## ARTICLE 3

- ❁ common but differentiated responsibilities
- ❁ precautionary measures
- ❁ ...have a right to, and should, promote sustainable development.
- ❁ ...should not constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination or a disguised restriction on international trade.

# 条約の約束(義務)

(第4条)

- ❁ 全締約国の義務
- ❁ 附属書 国の義務
- ❁ 附属書 国の義務

共通だが差異のある責任



# 全締約国の義務

(第4条1項)

- ❁ 温暖化対策(緩和及び適応策)の実施
- ❁ そのための技術開発と普及
- ❁ GHG吸収源の持続可能な管理の促進
- ❁ GHG排出及び吸収に関する目録の作成

# 附属書 国の義務

## (第4条2項)

- ❁ 温暖化に対処するための政策・措置をとること。

『こうした政策・措置は、GHG排出量を1990年代の終わりまでに従前の水準に**戻す**ことがGHGの排出傾向を修正することに寄与するものであることが認識される…』

# COMMITMENTS

## ARTICLE 4-2.

• • • **return** by the end the present decade to earlier levels of anthropogenic emissions of carbon dioxide and other greenhouse gases • • •

# 附属書 国の義務

(第4条3項)

❁ 一定の要件の下での途上国に対する資金  
供与及び技術移転の義務

『先進締約国は…開発途上締約国が…義務を履行するために負担する…費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与する』

# COMMITMENTS

## ARTICLE 4-3

✿ ...shall provide **new and additional** financial resources to ...

# 条約の評価

条約の目的...

危険でない水準でGHGの濃度を安定化すること

But

- ❁ 附属書 国による温暖化政策・措置の実施のみ
- ❁ 数値目標もなし
- ❁ 2000年以降に関して言及なし

目的と手段に大きな乖離

**ルーズであっても温暖化防止に向けて  
世界の国々が最初のステップを踏み出した**



# そして、締約国会議 (COP) へ

## 条約の妥当性を検討

- ◆ 1995 COP1 @ベルリン ……ベルリンマンデート
- ◆ 1996 COP2 @ジュネーブ
- ◆ 1997 COP3 @京都 ……京都議定書
- ◆ 1998 COP4 @ブエノスアイレス
- ◆ 1999 COP5 @ボン
- ◆ 2000 COP6 @ハーグ
- ◆ 2001 COP6 再会合 @ボン
- ◆ 2001 COP7 @マラケシュ
- ◆ 2002 COP8 @ニューデリー
- ◆ 2003 COP9 @ミラノ (12月1 ~ 12日)



# アメリカの主張と対応

## 世界最大のGHG排出国

- ❁ 対象物質はCO<sub>2</sub>ではなくGHG
- ❁ 2000年に1990年水準での安定化は困難と最後まで主張
- ❁ 1995年3月 **ベルリンマンデート**  
*『附属書 国以外には新たな義務を課さない』*
- ❁ 1997年6月 **バード決議**  
*『途上国にGHG抑制の新たな義務付けを課さない限り、上院はいかなる議定書も批准しない』*
- ❁ 1997年12月 COP3 @京都 **京都議定書**
- ❁ 2001年3月 **京都議定書離脱宣言**

くづ

